

答申 第12号  
令和元年5月28日

伊勢市長 鈴木 健一様

伊勢市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 富永 健

プレミアム付商品券の実施に係る保有個人情報の目的外利用及び提供に関する意見について（答申）

伊勢市個人情報保護条例第11条第2項第8号の規定に基づき、令和元年5月15日付で諮詢のありましたプレミアム付商品券の実施に係る保有個人情報の目的外利用及び提供に関する意見については、下記のとおりお答えします。

#### 記

1. 審議会開会日 令和元年5月22日（水）
2. 開会場所 伊勢市役所東庁舎4-2 来客室
3. 出席委員及び事務局員

会長 富永 健 委員（職務代理者） 濱田 秀也  
委員 筒井 琢磨 委員 杉山 謙三  
事務局（総務課） 中川 雅日、中世古 克規、倉野 雄介
4. 記録者  
商工労政課 東世古 幸久、南 裕之、山本 昌子  
障がい福祉課 野北 元昭、中村 尚  
高齢者支援者 田代 友紀恵  
こども課 谷 ともえ
5. 記録内容  
本年度、消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）の発行・販売等の事業を行う。  
対象者は、基準日において、市区町村の住民基本台帳に記録されている者とされているが、国の実施要領では、商品券の交付の対象者の状況によって、次に掲げるとおり配慮することとされている。  
(1) 特例として、障害者支援施設や母子生活支援施設等に入所している児童等（以下「施設入所等児童等」という。）については、当該施設入所等児童等の住民票が、その入所等をしている施設等の所在地に移っていない場

合であっても当該施設等の所在地の市区町村から交付することとし、当該児童等の保護者には代理申請があつても交付しないこととなっている。

この場合、住民票所在市区町村及び施設等所在市区町村では情報が把握できないことから、施設入所等に係る委託や措置、支給決定等を行う自治体（以下「措置等自治体」という。）から、情報提供を行う必要がある。

- (2) 養護者から虐待を受けたことにより、施設入所等の措置が採られている障がい者（以下「措置入所等障害者」という。）や高齢者（以下「措置入所等高齢者」という。）について、諸事情により基準日までに住民票を移すことができない場合、養護者が代理申請をする恐れがあることから、商品券事業を担当する商工労政課において入所措置等の情報を把握し、養護者に購入引換券を交付しないようにする必要がある。

以上の配慮を行うために、商品券事務担当課である商工労政課は、措置等担当課から必要な情報提供を収集するとともに、施設入所等児童等の住民票所在市区町村及び施設等所在市区町村へ情報提供を行う必要がある。

このため、伊勢市個人情報保護条例第11条第2項第8号の規定に基づき、保有個人情報の目的外利用及び提供について、伊勢市情報公開・個人情報保護審査会の意見を求めるものである。

## 6. 審議会としての答申

商品券の発行事業に係る保有個人情報の目的外利用及び提供に関しては、施設入所等児童等、措置入所等障害者又は措置入所等高齢者に対し、商品券を適切に交付するために必要なことであることから、これを容認する。